

第九十二回帝國議會 院 裁判所法案委員會會議錄(速記)第七回

衆議院

付託議案(審査終了のものを除く) 檢察廳法案(政府提出)(第三六號) 下級裁判所の設立及び管轄區域に關する法律案(政府提出)(第四八號) 裁判所職員の定員に關する法律案(政府提出)(第四九號)

裁判官の報酬等の應急的措置に關する法律案(政府提出)(第五〇號) 檢察官の俸給等の應急的措置に關する法律案(政府提出)(第五一號)

昭和二十二年三月二十二日(土曜日) 午前十一時十六分開議 出席委員 委員長 小島 徹三君 理事 三浦寅之助君 理事 西山富佐太君 理事 細野三千雄君

森 子吉君 山口 好一君 神戶 眞君 日比野民平君 瀧澤 濱吉君 宮澤 才吉君 小林 鏡君 中村 又一君 石田 一松君

三月二十二日委員青木泰助君、有馬英二君及び荊木一久君辭任につきその補闕として同日神戶眞君及び瀧澤濱吉君辭任につき、その補闕として日比野民平君及び宮澤才吉君を議長において選定した。同日理事荊木一久君の補闕として西山富佐太君が理事に當選した。出席政府委員 司法政務次官 北浦圭太郎君 司法參與官 吉田 安君 司法事務官 佐藤 藤佐君 司法事務官 奥野 健一君

本日の會議に付した議案(檢察廳法案(政府提出))

第六類第十一號 裁判所法案委員會會議錄 第七回 昭和二十二年三月二十二日

下級裁判所の設立及び管轄區域に關する法律案(政府提出) 裁判所職員の定員に關する法律案(政府提出)

裁判官の報酬等の應急的措置に關する法律案(政府提出) 檢察官の俸給等の應急的措置に關する法律案(政府提出)

○小島委員長 會議を開きます。檢察廳法案を議題といたします。本案に對する質疑は酒井君の届出がございましたが、質疑の權利を放棄なさいましたから、これで終了いたしました。本案を討論に付します。山口好一君。

○山口(好)委員 私は日本自由黨を代表いたしました。本案に全面的に賛意を表するものであります。

○小島委員長 中村又一君。 ○中村(又)委員 私は日本進歩黨を代表いたしました。原案に全面的に賛意を表するものであります。

○小島委員長 黒田壽男君。 ○黒田委員 私は日本社會黨を代表いたしました。本案に全面的に賛成いたします。但し次のごとき希望意見を付したいと思います。 政府は司法制度を構成する人的要素の民主的の改革を徹底せしむる見地より將來の檢察官の任命につき善處すべし。

右の希望意見を付しまして、原案に賛成いたします。 ○小島委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採決いたします。本案につき原案に賛成の諸君の御起立を願います。

「總員起立」 起立總員。よつて本案は全會一致をもつて原案の通り可決いたしました。午後一時まで休憩いたします。 午前十一時十八分休憩 午後一時三十九分開議

○小島委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。この際お諮りいたすことがございます。理事荊木一久君は委員を辭任せられました。つきましてはその補欠理事を委員長において指名するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり ○小島委員長 それでは西山富佐太君に理事をお願いいたします。これより下級裁判所の設立及び管轄區域に關する法律案外三件を一括議題として討論にはいります。自由黨山口好一君。 ○山口委員 私はこれより日本自由黨日本進歩黨、日本社會黨及び國民協同黨の共同提案になります修正案を提出いたします。裁判官の報酬等の應急的措置に關する法律案、これに關しましてだいたい申し上げました共同提案の修正案を提出いたします。修正案の案文を読み上げます。

第二條に次の但書を加える。 但し、東京高等裁判所長官に補せられた者については、當分の間、他の高等裁判所長官の受ける報酬の額より高く、最高裁判所が定める額とする。

これを加えるのであります。 次に同じく日本自由黨、日本進歩黨及び國民協同黨の三派共同提案にかか

ります修正案を、檢察官の俸給等の應急的措置に關する法律案につきまして提出いたします。案文を読み上げます。

檢察官の俸給等の應急的措置に關する法律案の一部を次のように修正する。 第一條中「國務大臣の受ける俸給の額に次ぐものとし内閣でこれを定めらるる」を「國務大臣の受ける俸給の額と同額とする」に改める。

かく修正いたしますことを提案いたしました。その提案理由を双方の修正案につきましまして一括して申し上げれば、過去及び現在の状況に見まして、裁判官及び檢察總長の俸給は、修正案のごとく修正することを最も妥當なりと信じますので、この修正案を提出いたしました次第であります。御賛成を願います。

○小島委員長 中村又一君。 ○中村(又)委員 裁判官の報酬等の應急的措置に關する法律案及び檢察官の俸給等の應急的措置に關する法律案に對しまして、山口君の所述になりにました通り裁判官の報酬等の應急的措置に關する法律案につきましては、第二條に但書を加え、檢察官の俸給等の應急的措置に關する法律案につきましては、第一條をお述べになつた通りに修正をいたしましたのであります。その理由は、本案につきまして質問の際詳しく申し述べておいてあります。且つ檢察廳法關係の法案の場合においても詳しく申し述べてありますので、その説明を省略いたしました。本動議の成立するようになりたいと存じます。

○細野委員 日本社會黨を代表いたしました。意見を申し上げます。四件のうち修正案を出されまして裁判官の俸給等の應急的措置に關する法律案につきましては、修正の御意見通りであります。

それから檢察官の俸給等の應急的措置に關する法律案に關しましては、社會黨といつてはいろいろ理由ごもつともではありませんが、ただ檢察總長が司法大臣の指揮監督下にあるといふ建前になつておられること、いま一つ現行制度になるほど檢察總長につきまして、今度の俸給の應急措置に關する法律案の趣旨とは違つていり、果して妥當であるかどうかということにつきまして、實を申し上げますと社會黨としましては、まだ早急に意見をまよめかねてはいたつたのであります。すなわち修正案に積極的の反對するといふ確たる理由もないのであります。が、とにかく一年の應急措置でありますから、どうも一方司法大臣の指揮監督下にあるといふ建前になつておられることも考慮に入れまして、政府の原案はほんの少し一年の問題でありますから、政府の原案でいこうじやないか、こういう建前におきまして修正意見にすぐ賛同いたしかねているのであります。その他の二件につきましては原案通り賛成であります。

○小島委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採決いたします。まず下級裁判所の設立及び管轄區域

域に關する法律案、及び裁判所職員の定員に關する法律案の兩案につき採決いたします。原案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔議員起立〕

○小島委員長 起立總員、よつてこの兩案はいずれも全會一致をもつて原案の通り可決いたしました。

○小島委員長 次に裁判官の報酬等の應急的措施に關する法律案に對する自由黨、進歩黨、社會黨、國民協同黨各派共同提案にかかる修正案について採決いたします。この修正案を提案の通り決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔議員起立〕

○小島委員長 起立總員。修正案は提案の通り決しました。

次にただいま議決いたしました修正部分を除く、本案の修正外の部分について原案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔議員起立〕

○小島委員長 起立總員。よつて本案の修正以外の部分は、全會一致をもつて原案の通り可決いたしました。

○小島委員長 次に檢察官の俸給等の應急的措施に關する法律案に對する自由黨、進歩黨及び國民協同黨の共同提案になる修正案について採決いたします。この修正案については、提案の通り決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○小島委員長 起立多數。よつてこの修正案は多數をもつて提案の通り決しました。

次にただいま議決いたしました修正部分を除いた他の部分について採決

たします。本案の修正外の部分について、原案の通り決するに賛成の諸君の起立を願います。

〔議員起立〕

○小島委員長 起立總員。よつて修正外の部分は原案の通り決しました。

この際一言御挨拶を申し上げます。たぐさんの法案が付託せられまして、非常に皆様方お忙しい中をよく御出席下さいまして、ここにさいわいにして大過なくすべての議案を終了いたしましたことは、まことに感謝にたえない次第であります。厚くお禮を申し上げます。本日はこれにて散會いたします。午後一時五十一分散會